

## 日本スポーツとジェンダー学会賞 選考内規

1. この内規は、日本スポーツとジェンダー学会賞規約（以下、規約）に基づき、学会賞の受賞者を選考する手続きを定めるものである。
2. 規約第7条に定められた学会賞選考委員会（以下、選考委員会）は、学会賞に推薦された業績の研究分野、テーマを勘案して理事会で推薦された本学会会員若干名、編集委員会委員長、顧問、および本内規3に定める学会賞選考担当理事（以下、担当理事）により構成されるものとする。
3. 選考委員会は、受賞を決定する前年度にあたる偶数年度の3月までに、担当理事を決定し、担当理事、編集委員長、顧問が連携して選考委員会の設置手続きを進める。
4. 担当理事は、理事会への各種連絡および報告を行うものとし、学会賞に推薦された業績の関係者となった場合には、オブザーバーとして選考委員会に加わる。
5. 委員長は選考委員の互選により決定し、理事会に報告する。
6. 選考委員会は、学会賞の推薦に関し、受賞を決定する前年度にあたる偶数年度の少なくとも3月末までに推薦公募について、推薦可能な業績の種類、公表された年月のほか、当該奇数年度における推薦公募の締め切り日を明示して、会員への通知および学会ホームページへの掲載によって、広く知らせる。
7. 推薦公募の申請書類一式は、日本スポーツとジェンダー学会事務局に送付されるものとする。
8. 推薦公募の申請書類は以下のものとする。
  - (1) 本学会所定の学会賞推薦書1部
  - (2) 推薦する業績の原本または複写1部。
9. 選考委員会は、5月1日以降に審査を開始し、選考経過および選考の観点等を明らかにした「選考経過報告書」を添えて、学会総会直前に開催される理事会に学会賞受賞業績を報告する。理事会は提示された学会賞受賞業績の確認を行った後、事務局を通じ、受賞業績執筆者（共同研究の場合は、研究代表者）に受賞の意思および氏名公表の可否を確認の上、総会において表彰を行う。受賞辞退の場合は、当該年度における学会賞の補充は行わない。
10. 規約第3条に定められた副賞は、1回につき5万円相当とする。
11. 選考委員会が学会賞受賞業績に該当するものがないと判断した場合は、その旨を理事会に報告する。
12. 規約および本内規に定められた以外の事項については、理事会と選考委員長が協議の上、決定する。

### 付則

この内規は2011年2月27日から施行する。